

富士市防火基準適合表示制度実施要綱

平成26年6月6日

消防本部告示第1号

改正 令和元年5月31日消本告示第2号

令和3年3月31日消本告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ホテル等の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理等を促進するとともに、防火・防災管理上の一定の基準（以下「防火基準」という。）に適合しているホテル等について、その情報を利用者等に提供し、防火安全体制の確立を図るため、ホテル等における防火基準に適合している旨の表示制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他の消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1(5)項イ及び同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(5)項イの用途に供する部分が存するものをいう。

(表示対象物)

第3条 防火基準に適合している旨の表示をする対象となるホテル等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号。）第8条の適用があるもの
- (2) 地階を除く階数が3以上のもの

(交付の申請)

第4条 ホテル等の所有者その他の管理権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、防火基準に適合している旨を表示するマーク（以下「表示マーク」という。）の交付を受けようとするときは、表示マーク交付（更新）申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、消防長に申請しなければならない。

2 前項の申請書及び添付書類の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

(審査)

第5条 消防長は、前条の規定により所有者等から申請があったときは、別表に定める項目に関し消防長が別に定める基準（以下「表示基準」という。）に基づきこれを審査するものとする。

2 消防長は、前項の規定による審査において必要があると認めるときは、現地確認を実施

するものとする。

(表示マークの交付等)

第6条 消防長は、第4条第1項の規定による申請に係るホテル等が表示基準に適合していると認めるとき（次項に定めるときを除く。）は、所有者等に対して、その旨を表示基準適合通知書（第2号様式）により通知するとともに、表示マーク（銀）（第3号様式）を交付するものとする。ただし、表示マーク（銀）を更新する場合にあっては、表示基準に適合している旨の通知のみを行うものとする。

2 消防長は、第4条第1項の規定による申請に係るホテル等が次に掲げる事項に該当すると認めるときは、所有者等に対し、その旨を表示基準適合通知書により通知するとともに、表示マーク（金）（第3号様式）を交付するものとする。ただし、表示マーク（金）を更新する場合にあっては、表示基準に適合している旨の通知のみを行うものとする。

(1) 表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ、表示基準に適合していること。

(2) 表示マーク（金）の交付の日から3年が経過する前にその更新が申請され、表示基準に適合していること。

3 消防長は、第4条第1項の規定による申請に係るホテル等が表示基準に適合しないと認めるときは、所有者等に対して、その旨を表示基準不適合通知書（第4号様式）により通知するものとする。

4 消防長は、第1項又は第2項の規定により表示マークの交付を行ったときは、表示マーク受領書（第5号様式）を所有者等から受領するものとする。

(表示マークの掲出等)

第7条 表示マークの交付を受けた所有者等は、ホテル等に表示マークを掲出するものとする。

2 前項の所有者等は、ウェブサイト等において電子データの表示マークを使用することができるものとする。

(表示マークの有効期間)

第8条 表示マークの有効期間は、交付の日から起算して、表示マーク（銀）にあっては1年、表示マーク（金）にあっては3年とする。

2 表示マークを更新する場合における有効期間は、前項に規定する期間の満了日の翌日から起算して、表示マーク（銀）にあっては1年、表示マーク（金）にあっては3年とする。

(表示マークの返還)

第9条 所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、表示マークを返還するものとする。

- (1) 更新の申請を行わずに表示マークの有効期間が満了した場合
- (2) 表示マークが交付されているホテル等において表示基準に適合しないことが明らかになった場合
- (3) 表示マークが交付されているホテル等において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合
- (4) ウェブサイト等への表示マークの使用に際して、交付された表示マークの電子データを無断で転用した場合

2 消防長は、前項の規定により表示マークの返還事由に該当すると認めるときは、所有者等に対し、表示マーク返還請求書（第6号様式）により表示マークの返還及びウェブサイト等における表示マークの使用の中止を求めるものとする。

（表示マークの再交付）

第10条 消防長は、表示マークを返還した所有者等が表示マークの交付について再度申請を行った場合において、表示基準に適合していると認めるときは、返還前の表示マークの種別にかかわらず、表示マーク（銀）を交付するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（令和元年5月31日消本告示第2号）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日消本告示第1号）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第5条関係）

防火管理等	防火対象物の点検及び報告
	防火管理者等の届出
	自衛消防組織の届出
	防火管理に係る消防計画
	統括防火管理者等の届出
	防火施設、避難施設等
	防火対象物品の使用
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	火気使用設備及び火気使用器具
	少量危険物及び指定可燃物
	防災管理
防災管理者等の届出	
防災管理に係る消防計画	
統括防災管理者等の届出	
消防用設備等	消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置、維持等
	消防用設備等の点検及び報告
危険物施設等	
建築構造等	定期調査報告
	建築構造、防火区画及び階段
	避難施設等